

2021年8月23日
新名学園 旭丘高等学校
校長 水野 浩

神奈川県への「緊急事態宣言」の延長（9月12日まで）と
夏休み期間後半及び2学期当初の教育活動について

1) はじめに

日頃から本校の教育づくり・学校づくりにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症問題につきましては、7月下旬に全国的に新規感染者が急増し、神奈川県においても、8月2日(月)から8月31日(火)までの期間、法（「特措法」）に基づき総理大臣による緊急事態宣言が発せられておりましたが、8月17日(火)に神奈川県に対し、緊急事態宣言期間を9月12日(日)まで延長する措置が取られました。

また、この延長措置等にかかわって、県（私学の所轄庁）による教育長から各県立高等学校長宛てた指針が、7月30日付・8月10日付・8月17日付で示されています。（以下これらを総称して「県の指針」と表記します）

本校においても、本校の教育の置かれた立場や特質をふまえ、国や県の指針を受け止め、今後の教育活動を展開してまいります。

つきましては、8月20日（金）の職員会議で定められた新型コロナウイルス感染拡大・緊急事態措置延長の状況下での今後の本校の教育活動の基本方針について、以下に、①夏休み期間後半における教育活動等について、②2学期当初の教育活動について、③2学期に計画されている学校行事などについての3つの柱で、これを示します。

2) 夏休み期間後半における教育活動等について

(1) 補講・補習について

○8月23日以降に計画されている各教科の補習・補講については、あらためて教務においてその日程・内容・形態を集約し、感染防止の態勢が十分取れるように調整してこれを実施します。

○感染防止については、具体的には、生徒も教科担当教員もマスクを着用し、身体的距離の確保、教室の換気、机・椅子やドアの把手などの施設と共に教材・教具・情報機器の消毒などの感染防止対策を講じます。

※補習・補講の具体的な日程と場所などについてはホームルーム担任から対象者に通知します。

(3) ホームルーム班長会や生徒会（委員会）、クラブ活動、体験入学セミナー・全学教

研などに向けた準備活動、進路にかかる活動などについて

○これらの活動については、あらためて十全な感染防止対策を講じて行います。具体的には、マスク着用、換気、身体的距離を確保する席の取り方などを徹底し、議題や活動内容を絞るなどの手立てで時間短縮を図ることを基本に据えて、これを進めます。

(4) クラブ活動について

○クラブ活動については、本校においても「県の指針」（その要点は下記）をふまえ、各クラブにおいて、あらためて生徒の検温・手洗い・手指の消毒、用具の消毒など万全な感染対策を講じてこれを実施します。

〔活動内容〕万全な感染対策を講じ感染リスクの高い活動は行わない。

〔活動範囲〕活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。

〔活動時間〕活動時間は、準備・片づけを含め、3時間程度とする。

〔活動日数〕活動日数は、週4日を上限とする。

〔大会など〕県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について必要な活動を認める。

(5) 第26次（通算60次）全学教育研究集会について

○第1校地にて全学（六者懇と生徒会）の代表参加により8月29日（日）1日のみの開催とします。
○全体のつくりは、昨年度同様、公開研究授業一合評会とします。
※公開研究授業については、日常の学校づくり・教育づくりの課題と結び、①コロナ問題と学校教育をテーマ・課題とした授業実践、②進路・進学にかかる授業実践、③国際連携教育・総合学科選択授業とカリキュラムづくり—韓国語の授業とします。

※全体会一合評会を持ちます。

○感染防止策を十分に講じた運営態勢を取ります。

(6) 第2回体験入学セミナー・相談会について

○8月28日（土）の第2回体験入学・セミナーについては、「県の指針」の「学校説明会等における留意事項について」（下記カコミ）をふまえ、安全性に留意し、形態と内容を工夫してこれを実施します。
○学校づくり全学共同生徒募集の基調にそい、①受講生徒の感想、②校長挨拶一生徒代表と保護者（PTAと父母懇）からなる「全体会」と③「地区別相談会」（参加受講者等にかかる要求を聞きとることを主眼とする）を位置づけて行います。
※在校生については、「県の指針」をふまえ外部の参加者との直接接触を避ける配慮をし、全体での司会や発表のみを行うこととします。
○感染防止策をあらためて徹底します。特に全体会について「三密」を避ける会場設備と運営を改めて構築し、検温・手洗い・消毒、各教室での三密回避も徹底します。

※学校説明会等における留意事項について（「県の指針」から）

○緊急事態措置期間中の実施に当たっては、感染防止対策に万全を期すこと。
○感染リスクの低減のため、一回当たりの参加人数を制限すること。また、実施に当たっては、特に次の点に留意すること。
ア 会場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右60cm程度、前後1m程度の間隔を確保する。）
イ 参加者の氏名、連絡先、着席位置等を把握するとともに、当日の健康状態について確認すること。参加者の動線に配慮し、密な状況を作らないようすること。
ウ 生徒と外部の参加者等が直に接する場面を設けないこと。
エ ICTの活用等も含めて実施形態を工夫すること。

3) 2学期当初（緊急事態宣言期間中）の教育活動について

(1) 緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は、1コマ40分の短縮授業とし、第1校地で教育活動を行うこととします。

※この場合の1日の授業の日程は以下のようになります。

※緊急事態宣言期間中の授業においては、具体的には、生徒も教科担当教員もマスクを着用し、身体的距離の確保、教室の換気、机・椅子やドアの把手などの施設と共に教材・教具・情報機器の消毒など、あらためて十全な感染防止対策を講じます。

【1コマ40分の短縮授業（第1校地）の日程】

9：00～9：10	生徒朝礼
9：15～9：55	1校時
10：05～10：45	2校時
10：55～11：35	3校時
11：45～12：25	4校時
12：25～13：10	昼休み
13：10～13：50	5校時
14：00～14：40	6校時
14：45～14：55	生徒終礼

(2) クラブ活動について

○緊急事態宣言期間中（9月12日まで）のクラブ活動については、本校においても「県の指針」（その要点は後掲カコミ）をふまえ、各クラブにおいて、あらためて生徒の検温・手洗い・手指の消毒、用具の消毒など万全な感染対策を講じてこれを実施することとします。

[付記] 本校における新型コロナウイルス感染防止・拡散予防態勢について、本年1月18日付の生徒・保護者あて通知文から再録いたします。

○部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で実施する。ただし、感染リスクの高い活動は行わない。
・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
・活動時間は、平日の放課後のみ90分程度、週4回を上限とする。
○県内大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教育委員会と協議の上参加の可否を決定する。
○大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。

(3) 学校施設の貸出しについて

○「県民の健康な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、緊急事態措置期間中の夜間(19時以降)における利用は、中止とする」とした「県の指針」をふまえ、使用予定団体との調整を図ります。

4) 2学期に計画されている学校行事などの教育活動について

(1) 2年生の修学旅行について～中止の方針を明らかにします

○年間教育活動計画に位置づけられ9月24日から3班編成で宿泊を伴う校外活動として計画されている長崎修学旅行は、前年度と同様、コロナの全国的蔓延が進み、九州地区の感染状況も深刻化し、長崎市においては平和教育のセンター的役割を持つ原爆資料館の休館及び博物館等の休館状況が8月31日からさらに延長される状況で、見通しが立っていない状況にあります。「証言の会」等が依頼を受けている九州・全国からの被爆者による講演活動も断りを入れている状況です。九州地区、隣県の修学旅行も中止か11月延期が多くなっています。よって本校の長崎修学旅行はやむなく中止の方針を持ち、業者等との最終調整に入り、8月末までに中止の確定を行います。

※なお、中止の場合、修学旅行積立金は全額(90,000円)を返金いたします。返金については、12月に学費補助金と合わせて所定の口座に振り込む手立てを取らせていただきます。(この方法により振り込み手数料の負担が無くなります)ただし、既に作成されている平和学習の「しおり」及び今後平和学習を進めていく中で作成する「50字メッセージ集」については、別途年間教材費からこれを集金させていただきます。(詳細については後日別途通知いたします。)

○なお、現地への修学旅行は中止の方針ですが、ナガサキ修学旅行・平和学習が本校の教育において重要な意義を有していること、また、今年度すでに該当学年の生徒・教員が実施を前提として積極的に事前学習を展開していることにかんがみ、今後、オンライン修学旅行等の現地学習に替わる取り組み(核にかかる平和学習とともに長崎の歴史や文化などに係る学習)を計画・実施していきます。

(2) 1・3年生の社会見学について

○新型コロナウイルス感染の増大状況にかんがみ、昨年度同様の校内活動を中心とした実施形態でこれを行います。

(3) 9月11日(土)に計画されている第3回体験入学セミナーと公開まちづくりシンポジウムについて

○第3回体験入学セミナーは、第2回体験入学セミナー同様に感染防止策を徹底し、これを実施します。

○公開まちづくりシンポジウムは中止とします。

(4) 9月以降に計画されている学校行事(PTA懇談会、文化祭、全学教研)について

○年間行事予定で9月以降に計画されている学校行事〔PTA懇談会-10月9日(土)、文化祭-11月12日(金)・13日(土)、全学教育研究集会第2部-11月1日(土)〕については、昨年度の実施形態を土台に検討を進め、新型コロナウイルス感染状況と緊急事態宣言などにかかる政府・所轄庁の新たな方針が出されることが想定される段階で(9月12日を迎える時期に)本校としての方針を定め、お知らせいたします。

(1) 学校における生徒への感染防止策の指導

- ①うがい・手洗い・手指の消毒。
- ②マスクを着用し、飲食などの必要があるとき以外には外さない。
- ③朝夕の検温を行ない体調管理に心がける。学校で体調が悪くなった場合には、すぐに教員に申し出る。
- ④昼食時には、身体的距離を保ち、会話はしない。
- ⑤第1校地と第2校地の移動にかかるバス乗車の際にはマスクを着用し会話は控え、換気に心がける。
- ⑥下校時は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- ⑦登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し会話を控える。

(2) 健康観察と感染防止(家庭にお願いすること)

- ①家庭において毎朝夕の検温及び体調確認を行ってください。
- ②発熱や風邪症状などが見られた場合は、家庭で休養してください。
※発熱については、体温が37.5℃以上の場合は登校を差し控えてください。
※必ず保護者の方から学校への電話連絡をお願いいたします。
- ③ご家庭においてもお子さまの不要・不急の外出を避けるようにしてください。

(3) 新型コロナウイルス感染にかかる家庭から学校への連絡

以下の場合は、必ず学校へ連絡を入れてください。
①生徒や同居の家族が濃厚接触者に特定された場合。
②生徒か同居の家族がPCR検査を受けることになった場合。

(4) 生徒・教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合

- ①感染が確認された生徒・教職員は保健所の指導に添い、所定期間の待機(隔離)生活を行うことになります。
- ②生徒・教職員に感染が確認された場合は、保健所の指導を基にしながら調査を行い、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者と特定された者については、PCR検査を受ける、所定の期間(感染力が無くなるまで)の待機(隔離)生活を行うなどの対応が図られます。
- ③感染にかかる施設について学校として消毒作業を行います。
- ④感染が一定の広がりを見せるおそれがある場合には、必要に応じて学級規模あるいは学校規模等での臨時休校措置をとることがあります。

※なお、生徒・教職員に感染や感染の疑いが判明した場合には、校務各機関を通して学校長・学校指導部に情報を集中し、該当の生徒・教職員の校内における活動状況(他者との接触の状況や施設の使用状況など)を調査します。それは、学校としての適切な対応方針を立てることと保健所の聞き取り調査に正確な返答を行うことのためです。そして、情報と対応方針を関係諸機関で共有し、保健所の指導を受けて上記のような対応を行うことがあります。なお、該当生徒・職員の個人名や感染の経過については、「人権を守るためにプライバシーに十分配慮してほしい」とした保健所の指導・助言もふまえ、感染拡大を防ぐ対応等のために求められる範囲でこれを明らかにし、全学の共有化を図ります。

(注1)新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合、感染が疑われる場合、保護者の判断で安全に配慮して登校を差し控える場合などは、欠席とせず「出席停止扱い」といたします。

(注2)本校のコロナ問題に係る基本方針とその実行は、引き続き全学統一方針と夏休み期間における展開活動〔①感染防止諸策の継続実行と点検(家庭・地域で実践する)②日常・非日常の学校づくり・教育活動の維持・発展活動と実践及び点検(一学期の教訓を家庭・地域の活動に活かす)③SDGs運動への主体的参加と実践展開と点検(家庭・地域で世界と結ぶ活動を積み重ねる)〕に添ってこれを進めます。

以上